

民法改正 条数対照表

平成29法44及び平成30法72による改正前後の民法の対応する条数を次に掲げる。
①②は項、㉑㉒は号を示す。改正前の条文に対応する規定がない場合又は条文が削除された場合は「—」と表記した。
改正前欄に表記のない条は、その条に改正がないか又は同一性を欠かない程度において改正がなされているものである。

Table with 6 columns: 改正前, 改正後, 改正前, 改正後, 改正前, 改正後. It lists corresponding article numbers between the old and new Civil Code.

民法改正 条数対照表

条数対照表はカードもあります

バッグンの開きやすさ

資料

民法 (改正前則)

② この法律の施行の際に十六歳以上十八歳未満の女は、新法第七百一十一条の規定にかかわらず、婚姻をするものとする。
③ 前項の規定による婚姻については、旧法第七百一十七条、第七百四十四条、旧法第七百四十一條において準用する場合を含む。及び第七百五十三條の規定は、なおその効力を有する。
(婚姻に関する経過措置)
第四條 施行日前にした婚姻の取消し、養親となる者が成年に達していないこと理由とするものに限る。については、新法第四條、第七百九十二條及び第八百四十四條の規定並びに附則第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
(政令への委任)
第二六條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
(施行期日)
第一條 この法律は、公布の日から起算し、内において政令で定める日(令和・一・七)から施行する。ただし、次の各号に掲げる日から施行する。
一 附則第三十條(民法の一部を改正する法律)
二 第一條(民法第九百八十八條、第九百八十二條の改正規定並びに附則から起算して六月を超した日(平成三〇年四月一日))
三 第一條(民法第九百八十八條、第九百八十二條の改正規定並びに附則第七條及び第九條を改正する法律(平成三〇年四月一日))
四 第二條(民法の一部を改正する法律)並びに附則第三十條(民法の一部を改正する法律)
五 (略)
(民法の一部改正に伴う経過措置の原則)
第二條 この法律の施行の日(以下「施行日」という)前には、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。
(共同相続における権利の承継の対抗要件に関する経過措置)
第三條 第一條の規定による改正後の民法(以下「新民法」という)第九百九十九條の規定は、施行日前に開始した相続において遺産の分割による債権の承継がされた場合において、施行

ポケ穴は... 奥まで開くから とても使いやすい 180度開く..... しなやかで丈夫な製本!! 開きがよく、平らになるので... マーカーもメモ書きも ラクラクできます!

メモできる!!

民法

第一〇條 第二條の規定による改正後の民法(次項において「第四号民法」という)第十二八條から第四十條までの規定は、次項に定めるものを除き、附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日(以下この条において「第四号施行日」という)以後に開始した相続について適用し、第四号施行日前に開始した相続については、なお従前の例による。
② 第四号民法第十二八條から第四十條までの規定は、第四号施行日前にされた適用については、適用しない。
(政令への委任)
第三一條 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。